

林業で発生した死亡災害の特徴と対策

林業・木材製造業労働災害防止協会

平成28年に発生した林業死亡災害の特徴

- 特徴1 伐倒作業での死亡災害が多発。特に自己伐倒の割合が急増**
－原因は、伐倒前の確認不足や、かかり木の不適正処理－
- 特徴2 林業死亡災害の6割強が60歳以上の高齢者**
－高齢者が全体の64% 高齢者への配慮等、対策が急務－
- 特徴3 車両系木材伐出機械による死亡災害が増加傾向**
－車両系林業機械による集運材作業が増加傾向へ－

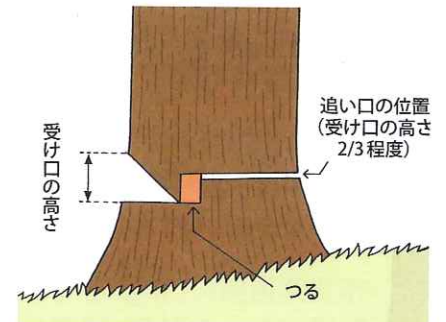
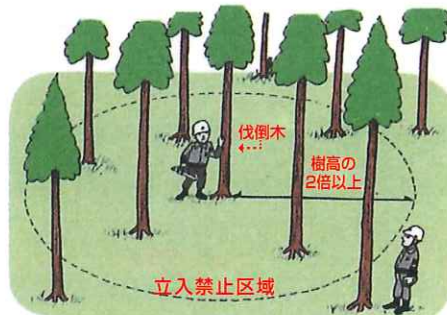
1 伐倒作業における危険の防止

★伐倒前の確認と措置等

- ・伐倒前に伐倒木の上方の枝絡み、つる絡み、枯れ枝等の有無、また、周辺木の枯損木や欠頂木、かかり木等の有無の確認をすること。
- ・伐倒木に空洞や裂け易い木か否か等を綿密に確認した上で伐倒すること。

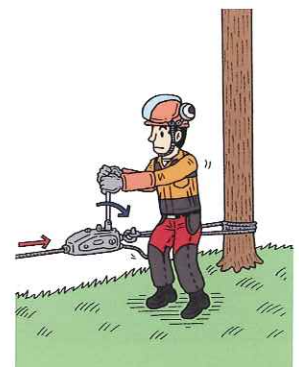
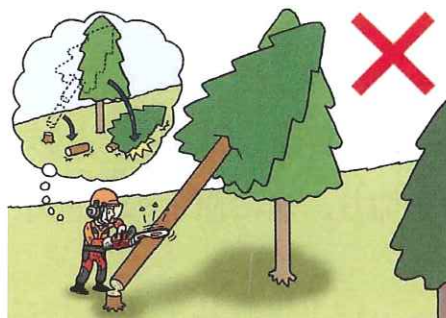
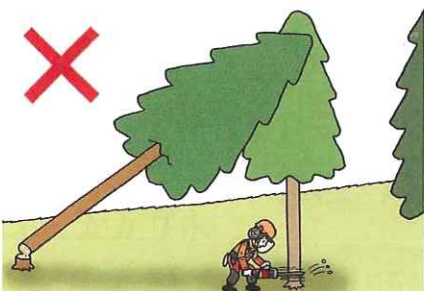
★伐倒の基本

- ・伐倒時は、事前に立入禁止区域(樹高の2倍以上)に作業者がいないことを確認するとともに、正しい「受け口切り」及び「追い口切り」によって、「つる幅」を正しく残し、2個以上の同一形状のくさびを使用すること。特に、受け口の水平切りと斜め切りの線(会合線)は一致すること、また、追い口切りは水平であること。



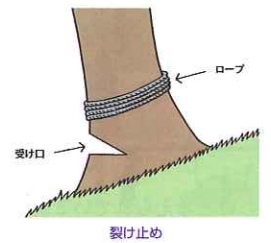
★かかり木処理(ガイドラインの遵守)

- ・かかり木は放置しないこと。
- ・かかり木処理に当たって、小径木は木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使い、また、中径木以上では、チルホール等のけん引具、近傍に車両系林業機械等がある場合、これらを使用して安全に処理すること。



★裂けやすい木の伐倒

伐倒時に裂け易い木は、追い口の上部をワイヤロープや繊維ロープ等で4~5回程度強く巻き付け、伐倒すること。



2 高齢作業員への配慮等

★伐倒作業等、危険有害業務への就業の配慮について

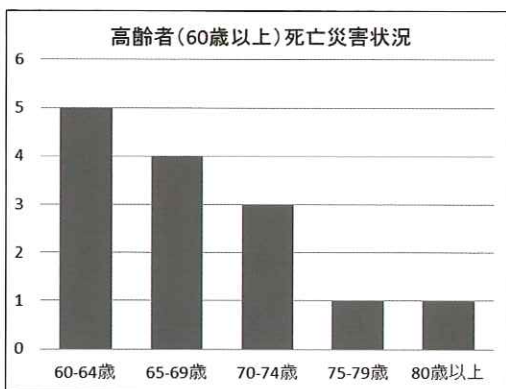
高齢者の危険有害業務はできるだけ避け、就業させる場合は特段の注意をすること。

[避けることが望ましい作業例]

- ・急傾斜や足場の悪い場所での「伐倒作業」、集材作業での「荷かけ作業」
 - ・はい積み上での巻立作業
 - ・丸太の移動、ワイヤロープの運搬等、重量物を取り扱う作業
- なお、有期雇用者(年間数日程度)に対しては、就業時教育を徹底すること。

★高齢作業員が留意すべきこと

- ・熟練者であればあるほど、「思い込み」「不注意行動」になりやすいことから、注意を万全にして、危険に対する意識水準を高めて作業を行うこと。
- ・自分の技能を過信せず、心身機能の低下を自覚して作業を行うこと。



3 車両系木材伐出機械による危険の防止

★車両系木材伐出機械等の転倒・転落の防止

- ・作業開始前に、作業路の不同沈下や幅員、路肩の崩壊等の点検を行うこと。
- ・路肩等からの転倒、転落の危険が生じるおそれのある箇所は、補修や改修までの間、通行止め等の措置を行うこと。軽微な場合で安全が懸念されるときは、誘導者を配置し、誘導させること。
- ・フォワーダ等の走行集材機械によるバック走行は極力避けるため、終点位置に車回しを設ける等の措置を講じること。
- ・シートベルトを装着すること。

